

第2編 土砂災害

1 市内で警戒すべき箇所

(1) 土砂災害警戒区域等

① 急傾斜地の崩壊

ア 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・273箇所

イ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・214箇所

② 土石流危険区域

ア 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・5箇所

イ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・4箇所

③ 地すべり危険箇所・・・なし

2 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象庁大気海洋部、東京都建設局河川部、東京都総合防災部等との間で相互に情報交換すること。（連絡先は44ページ(7)の情報の入手先を参照）
- (2) 「避難すべき区域」では、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- (3) 「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

3 避難情報の発令地域について

避難情報の発令地域については、土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条の第 1 項並びに第 9 条の第 1 項を根拠とし、東京都南多摩東部建設事務所が基礎調査を実施し平成 31 年 3 月 15 日に指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を基本とする。

市は、報道機関への情報提供（Lアラートによる）並びに下記の地区に対して避難情報の発令を行う。

地 区		
矢野口地区	長峰地区（1丁目）	若葉台地区（1丁目）
大丸地区	長峰地区（2丁目）	若葉台地区（2丁目）
百村地区	平尾地区（1丁目）	若葉台地区（3丁目）
坂浜地区	平尾地区（2丁目）	若葉台地区（4丁目）
向陽台地区（4丁目）	平尾地区（3丁目）	
向陽台地区（6丁目）	平尾地区（4丁目）	

4 地域の情報収集方法

地域の状況の把握は、下記的手段によって把握対応を行う。

(1) 地域住民からの連絡

市は、市や消防、警察等に寄せられた地域住民からの地域の状況・地形・施設の異常等の情報を集約する。

(2) 巡視（パトロール）

市は、次の項目の場合、消防団、警察署と連携し、土砂災害危険箇所等の巡視（パトロール）を実施する。

① 地域住民から、斜面の異常の情報を得たとき

② 降雨の状況により、巡視の必要性があるとき

(3) 防災関係機関との相互連絡

市は、他の防災関係機関との連絡を密にし、それぞれが巡視、監視等によって得た情報を相互連絡する体制を整える。

① 関係機関

- ア 市 ▽防災課防災係・・・電話 377-7119（内線 33・34）
 - ▽生活福祉課・・・電話 378-2111（内線 208）
 - ▽経済課・・・電話 378-2111（内線 673）
 - ▽管理課・・・電話 378-2111（内線 312）
 - ▽スポーツ推進課・・・電話 378-2111（内線 642）
 - ▽下水道課・・・電話 378-2111（内線 363）
- イ 消防団・・・電話 377-7119（内線 32・35）
- ウ 多摩中央警察署警備課・・・電話 375-0110（内線 4600）
- エ 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課・・・
電話 042-720-8641
- オ 東京都建設局河川部・・・電話 03-5320-5435

5 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象庁東京管区气象台、東京都建設局河川部等との間で相互に情報交換すること。（連絡先は 44 ページ(7)参照。）
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、豪雨域はどのあたりか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(4) 避難情報は、以下の判断基準のいずれか1つに該当する場合に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

ア 大雨警報（土砂災害）

「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令の判断材料とする。

（なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等も高齢者等避難の発令の判断材料とする。）

イ 土砂災害警戒情報

「【警戒レベル4】避難指示」の発令の判断材料とする。

ウ 大雨特別警報（土砂災害）

「【警戒レベル5】緊急安全確保」の発令の判断材料とする。

エ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

ア・イ等を補足する情報として使用する。

(5) 指定避難所の指定については、16 ページに掲げる 20 ヶ所の指定避難所とする。

避難情報の発令基準の設定（土砂災害）

種 別	発 令 基 準
<p>【警戒レベル3】 高 齢 者 等 避 難</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合）（夕刻時点で発令）</p>

<p>【警戒レベル4】 避 難 指 示 <small>(注1)</small></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
---	---

注1 夜間・未明であっても、発令基準1・2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

<p>【警戒レベル5】 緊 急 安 全 確 保 <small>(注2)</small></p>	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 (災害発生を確認) 2 土砂災害の発生が確認された場合
---	--

注2 必ずしも発令される情報ではない。また、発令基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済である場合、発令基準2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5を再度発令しない。

(6) 避難情報の解除について

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後も発生する可能性があるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、現地状況の確認等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。

(7) 情報の入手先

- ① 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

気象庁東京管区气象台

優先順位	照会可能時間	連絡先
1	24時間運用	気象庁大気海洋部 予報課予報現業
		気象庁地震火山部 地震現業 気象庁地震火山部 火山現業
2	官庁執務日 8:30~17:15	地域防災対応支援チーム (あなたの町の予報官)

- ② 東京都建設局河川部 電話 03-5320-5435
- ③ 東京都総合防災部防災対策課 昼 電話 03-5388-2456
夜 電話 03-5388-2459
- ④ 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課 電話 042-720-8641

6 避難情報の伝達方法

(1) 避難情報の伝達内容（土砂災害）

① <避難情報の伝達文の例・防災行政無線>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、稲城市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 土砂災害警戒区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。
- 特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、危険と感じたら自主的に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。
- こちらは、稲城市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 土砂災害警戒区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保
- こちらは、稲城市です。
- 地区で土砂災害が発生したため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

② <避難情報の伝達文の例・稲城市メール配信サービス>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害が発生するおそれがあるため、月 日 時 分 土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■土砂災害警戒区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。 ■なお、徒歩での避難が原則ですが、車での避難も可能としています。 ■特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、危険と感じたら自主的に避難して下さい。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、月 日 時 分 土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■土砂災害警戒区域にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■なお、徒歩での避難が原則ですが、車での避難も可能としています。 ■指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■●●地区で土砂災害が発生したため、月 日 時 分 ●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

③ <避難情報の伝達文の例・緊急速報メール>

緊急速報メール送信できる文字数の上限（全角、半角の区別なし）	
N T T ド コ モ	表題15文字、本文500文字（改行は2文字と扱う）
K D D I (a u)	表題15文字、本文200文字（改行は1文字と扱う）
ソ フ ト バ ン ク	表題15文字、本文200文字（改行は2文字と扱う）
楽 天 モ バ イ ル	表題15文字、本文500文字（改行は1文字と扱う）

表題	警戒レベル3 高齢者等避難を発令
本文	<p>土砂災害発生のおそれあり、高齢者等は避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：土砂災害警戒区域</p> <p>行動要請：土砂災害警戒区域にいるお年寄りや体が不自由な方やその支援者など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください それ以外の方も危険と感じたら自主的に避難してください 対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください</p>

表題	警戒レベル4 避難指示を発令
本文	<p>土砂災害発生のおそれ高い、全員避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：土砂災害警戒区域</p> <p>行動要請：土砂災害警戒区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください 指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください 対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください</p>

表題	警戒レベル5 緊急安全確保を発令
本文	<p>土砂災害が発生、直ちに安全確保！</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：●●地区の土砂災害警戒区域</p> <p>行動要請：指定避難所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物</p>

や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください

(2) 庁内の各部署への伝達

各部長及び必要とする課長に連絡。指定避難所施設管理者による指定避難所開設、広報車両出動など。

- ① 稲城市メール配信サービスによる配信
- ② 庁内放送及び公開羅針盤
- ③ 電話又はタブレット端末

(3) 避難情報の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

① 住民等への伝達

- ア 防災行政無線（同報系）
- イ 広報車・消防車両・消防団
- ウ 緊急速報メール
- エ 稲城市メール配信サービス
- オ 稲城市公式 X（エックス）
- カ 稲城市公式ホームページ
- キ 自主防災組織への電話連絡

② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達

- ア 避難すべき区域内の要配慮者利用施設・・・電話等
- イ 避難行動要支援者や要配慮者の避難所となる施設・・・電話等
- ウ 自治会、自主防災組織、民生委員等

③ 防災関係機関への伝達

- ア 東京都総合防災部防災対策課・・・FAX 03-5388-1260 電話 03-5388-2456
- イ 多摩中央警察署警備課・・・・・・・FAX 375-2320 電話 375-0110

- ウ 消防団（本団・分団長）・・・・・・無線、FAX、電話、メール
- エ 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課・・・FAX 042 - 720-6563

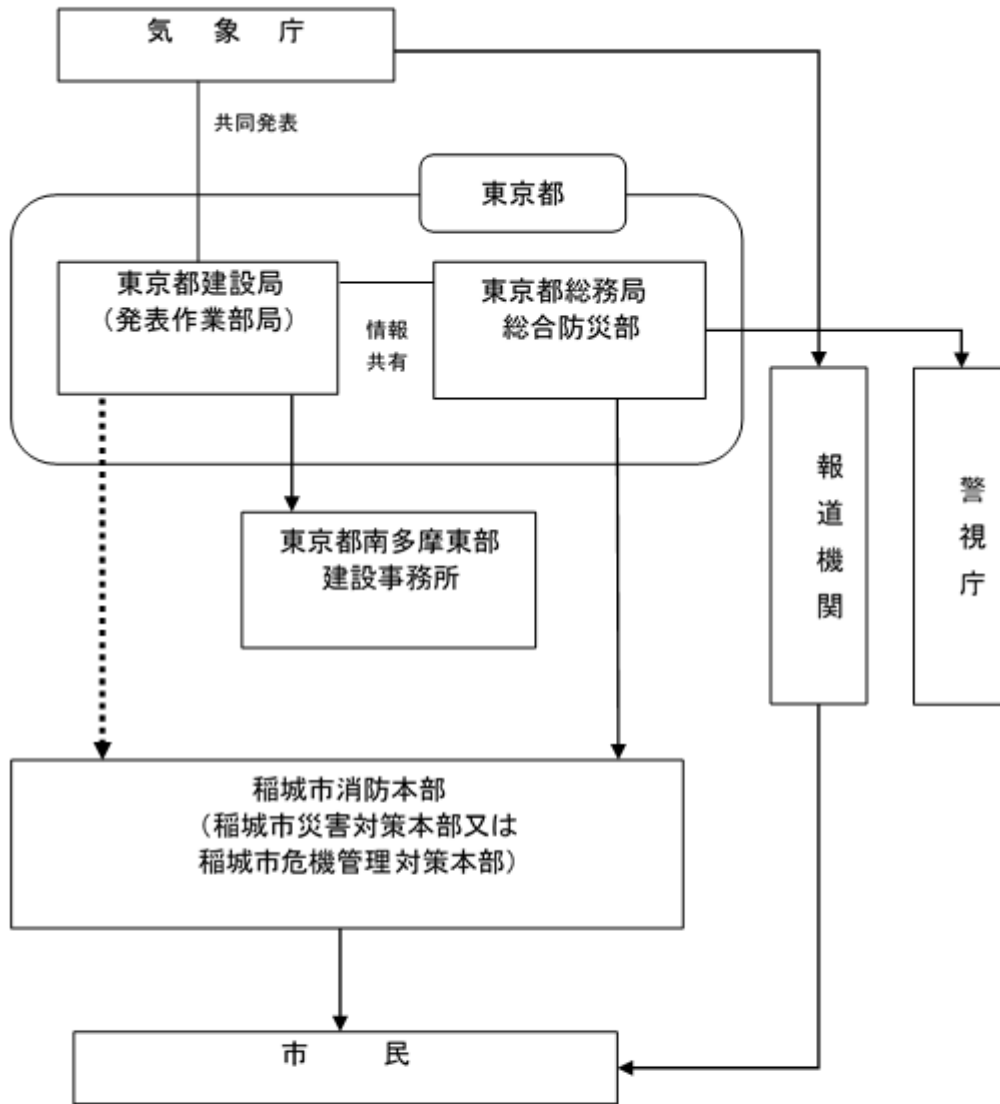
電話 042 - 720-8641

- オ 京浜河川事務所多摩出張所……………FAX377-3552・電話 377-7403
- カ 陸上自衛隊練馬駐屯地 第1 後方支援連隊……電話 03-3933-1161
- キ JR 東日本稲城長沼駅……………電話 379-2008

④ 報道機関への伝達

- ア 報道機関への情報提供（Lアラートによる）
- イ 多摩テレビ……FAX 339-5572
電話 339-5454

土砂災害警戒情報伝達系統図



—— 基本系:大雨警報の伝達系統

..... 補助系:基本系が途絶したときの予備系統

※資料 かけ崩れの前兆現象

が け 崩 れ	直 前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯 渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の噴き出し	水の吹き出しが認められ る	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		亀裂の発生	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		斜面のはらみだし	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぼろぼろ 落下	小石が斜面からぼろぼろ と落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴 り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	1～2 時間前	小石がばらばら 落下	小石が斜面からばらばら と落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発 生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段済んでいる湧き水が 濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	2～3 時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認 められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。

稲城市避難情報判断・伝達マニュアル

令和6年8月

作成 稲城市消防本部防災課

東京都稲城市東長沼 2111